

【補助申請（段階的・シェルター）】 提出書類チェックリスト

チェック欄	提出書類一覧
1.□	津久見市木造住宅耐震化促進事業補助金交付申請書（部分改修） （第1号の3様式）
2.□	市税完納証明書又はその写し ※市民生活課（1F）
3.□ ど れ か 1 つ で 良 い で す。	○下記の書類の中で、耐震改修等（耐震補強設計及び工事監理を含む。以下同じ。）を受けようとする住宅の建築年が記載された <u>官公署の発行した書類又はその写し</u> ・確認通知書 ・登記簿謄本 ※大分地方法務局 佐伯支局 ・納税通知書（課税明細書）※税務課（1F） ・課税台帳兼名寄帳 ※税務課（1F）
4.□	○診断表の写し <u>原則：精密診断法</u> ※一部、一般診断法も可
5.□	○耐震診断を行った診断士の情報 ・受講登録証の写し <u>※大分県知事の指定する耐震診断講習を受講していない場合は、申請書に氏名・電話番号・事務所名を記入して下さい。</u>
6.□	補強計画書の写し（※補強設計（実施設計）書ではありません。） （段階的） ・補強計画による改修後の構造評点を示す書類（シェルター） ・木造住宅耐震改修工法技術評価委員会の認定書の写し又は知事の認定書の写し
7.□	部分耐震改修工事等の概略の内容を示す平面図その他の図面
8.□	概算見積書（耐震改修工事等の概算費用の内訳書）一式可
9.□	住宅の位置図
10.□	暴力団関係者でない旨の誓約書（第9号様式）
11.□	その他市長が必要と認める書類

チェック欄	提出書類一覧（診断士・施工者） <u>※事務所協会へ補強計画審査を申請した場合は、以下の書類を審査終了後に提出して下さい。</u>
1.□	審査終了通知書の写し
補強計画審査 <u>※事務所協会へ補強計画の審査を申請しなかった場合とは、以下の要件の内容等になります。</u> <u>○補強計画の審査が、容易にできる場合（特殊なソフト等を使用しない）</u> ・屋根のみの補強計画 ・一部分の補強計画 ・その他、審査を必要としない補強計画	
チェック欄	提出書類一覧（診断士・施工者） <u>※補強計画の審査が終了後、補助金の決定通知が届いたら、以下の書類を提出して下さい。</u>
1.□	見積書（耐震改修工事等の費用の <u>内訳書</u> ）※一式不可
2.□	○耐震改修工事等見積額に、「耐震補強設計」または「工事監理」の費用を含む場合は、受講登録証の写し ・耐震補強設計を行った（又は予定）診断士 ・工事監理予定者（診断士） ※依頼先が別々の者になる場合は、それぞれの受講登録証の写しを提出して下さい。

【備考】

○資料の提出は、お願いする業者の方でも構いません。

○本人以外は委任状が必要な書類があります。